

相談窓口

今金町まちづくり推進課

●北海道消費生活条例では、このステッカーを消費者の断りの意思表示とみなし、訪問販売業者が当該住居を訪問して勧誘することを不当な取引方法として禁止しています。

悪質な
迷惑な



訪問販売・訪問買取お断り

今金町まちづくり推進課

せたな警察署今金交番

☎八二一〇一一一 ☎八二一〇四三五

相談窓口

今金町まちづくり推進課

●北海道消費生活条例では、このステッカーを消費者の断りの意思表示とみなし、訪問販売業者が当該住居を訪問して勧誘することを不当な取引方法として禁止しています。

悪質な
迷惑な



訪問販売・訪問買取お断り

今金町まちづくり推進課

せたな警察署今金交番

☎八二一〇一一一 ☎八二一〇四三五